

# 子どもの健康

## 夜間や休日の急病

### とちぎ子ども救急電話相談

子どもの急な病気やけがに関する家庭での対処方法などを、看護師がアドバイスします。

TEL:局番なしの **#8000**

携帯電話やプッシュ回線以外の場合は **TEL 600-0099**

**【受付時間】** 月～土曜/午後6時～翌日午前8時  
日曜・祝休日/24時間(午前8時～翌朝8時)



### 「こどもの救急」ホームページ(ONLINE-QQ)

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安がわかります。(対象年齢:生後1か月～6歳)  
<http://kodomo-qq.jp/>

### 宇都宮市夜間休日救急診療所

**【所在地】** 宇都宮市竹林町968

**【電話】** 625-2211

診療科目	診療時間	
内科・小児科	夜間(毎日)	午後7時30分～翌日午前7時
	昼間(日曜・祝休日)	午前9時～午後5時
歯科	夜間(毎日)	午後7時30分～午前0時
	昼間(日曜・祝休日)	午前9時～午後5時

※受け付けは、診療終了時間の30分前までとなりますので、ご協力をお願いいたします。

※昼間(日曜日・祝休日)の正午～午後1時まで休憩時間となりますので、午前11時30分までの受け付けにご協力をお願いいたします。

※症状が重い場合は、診療時間内であれば対応いたしますので、窓口スタッフにお申し出ください。

また、診察の結果、重症の場合には、二次救急の医療機関を紹介します。

**【持参する物】**健康保険証、子ども医療費受給資格者証(高校3年生相当年齢まで)



◀二次元コードから携帯サイトへ

こちらから診療待ち人数を確認できます。

※夜間休日救急診療所は、応急処置をするところですので、  
受診後は改めて、かかりつけの医療機関でみてもらいましょう。

**問合せ先** 保健所総務課 企画グループ TEL 626-1131



## 乳幼児健康診査

乳幼児の疾病の早期発見と健全な発育・発達を支援するために、健康診査を実施しています。

市内の地区市民センターなどで実施する集団健康診査と指定医療機関で実施する個別健康診査があります。

検査名等	時期	場所等	主な内容	お知らせ方法
新生児聴覚検査	生後3日頃	出産した医療機関	生まれつき耳のきこえの障がいや早期に発見し、適切な治療を行うための検査	妊娠届出時
先天性代謝異常等検査	生後4～6日頃	出産した医療機関	先天性代謝異常などを早期に発見し、適切な治療を行うための検査	妊娠届出時
先天性胆道閉鎖症検査	生後2週間、 生後1か月、 生後1～4か月	母子健康手帳参照	先天性胆道閉鎖を早期に発見するため、赤ちゃんの便の色を母子健康手帳内の便のカラーカードと比較観察	妊娠届出時
先天性股関節脱臼検診	生後3～4か月	指定医療機関	先天性股関節脱臼を早期に発見し、適切な治療を行うための検診	郵送案内 (生後2か月時)
4か月児健康診査	生後4か月～、 生後10か月～	指定医療機関	赤ちゃんの発育・発達に関する健診 ※赤ちゃんの健やかな成長と順調な発育・発達を確認する時期です。	郵送案内 (生後2か月時) (生後9か月時)
10か月児健康診査				
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～	地区市民センター等 (予約制)	お子さんの発育・発達に関する健診 ※1歳6か月の頃は心と体が大きく成長するとともに、生活習慣の土台をつくる大切な時期です。	郵送案内 (1歳6か月になる月)
2歳5か月児 歯科健康診査	2歳5か月～	保健センター	歯科健診と歯みがき指導 ※虫歯は2～3歳頃が増え、咀嚼機能や歯並びに影響を与える恐れがあります。	郵送案内 (2歳3か月になる月)
3歳児健康診査	3歳～	地区市民センター等 (予約制)	お子さんの発育・発達に関する健診 ※3歳の頃は心身ともに大きく成長し、基本的な生活習慣が自立していく大切な時期です。	郵送案内 (3歳0か月になる月)
子どものむし歯予防事業 (フッ化物塗布)	2歳～小学2年生	保健所	口腔衛生の普及啓発及びむし歯予防を図るため、フッ化物を塗布	保育園、幼稚園、 小学校を通して案内 広報うつのみや など

問合せ先 子ども支援課 すこやか親子グループ TEL 632-2388



## 予防接種

### 目的など

予防接種は、感染症にかかることを防いだり、かかったときの症状を軽減したり、病気がまん延することを防ぐために行います。対象年齢の子どもは、医療機関において、無料(公費負担)で接種を受けることができます。接種の際は、必ず母子健康手帳と予防接種受診者証を持っていきましょう(予防接種受診者証は生後2か月になるまでの間に、市から郵送されます)。

### 制度

予防接種の制度には、定期接種と任意接種の2種類があります。定期接種は公費負担で、任意接種は自己負担です。

定期接種	法律に定められた予防接種。宇都宮市では無料で実施しています。
任意接種	法律に定められていない予防接種。費用は自己負担です。

### 不活化ワクチンと生ワクチン

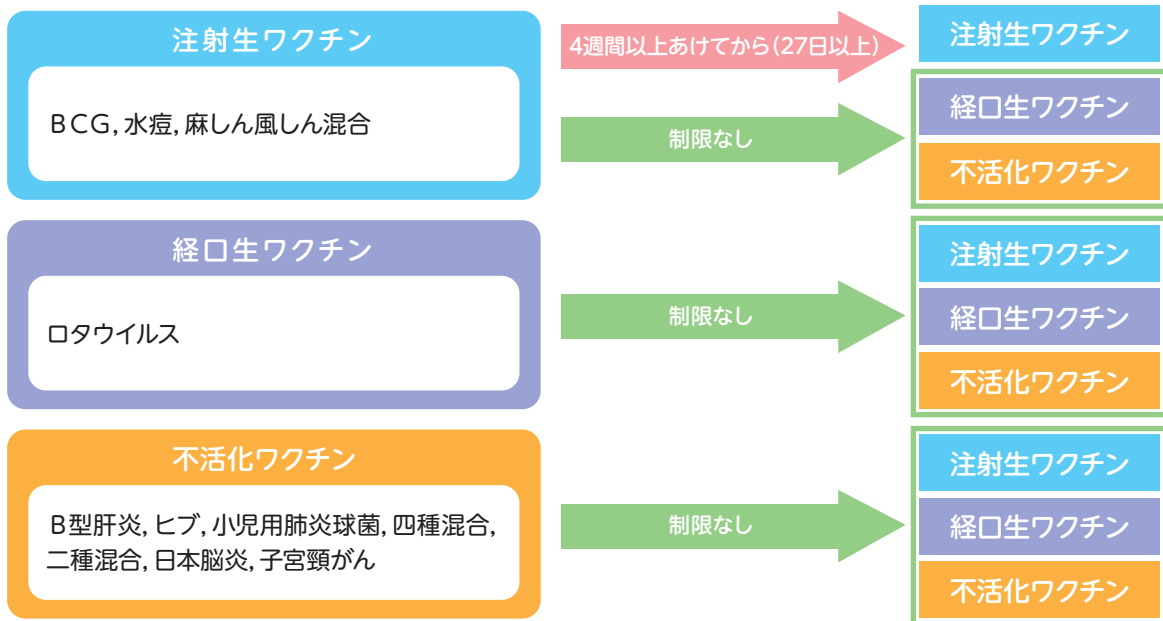
ワクチンには大きく分けて「生ワクチン」と「不活化ワクチン」の2種類があり、接種回数や接種間隔が異なります。

#### ●生ワクチン

生きたウイルスや細菌の病原性を弱めたものです。自然感染に近いかたちで抵抗力がつき、接種回数も1~2回と少なくてすみます。

#### ●不活化ワクチン

殺したウイルスや細菌を使っているため、体内でウイルスや細菌が増えることはありません。十分な免疫をつけるためには基礎免疫(2~3回)と追加免疫が必要です。



※上記のワクチンの中でも同じ種類のワクチンを2回以上接種する場合には、それぞれ定められた期間がありますので、間違えないよう注意しましょう。

### 上手に受けていただくために

- 対象の時期がきたらすぐに接種する。
- 流行している病気、重症になりやすい病気を優先する。
- かかりつけ医と相談して、効果的な接種スケジュールを組みましょう。
- わからないことは早めに医師に相談する。
- かかりつけ医で接種を受けましょう。



## スケジュール一覧

種類		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月~ 11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	接種間隔	
定期接種	ロタウイルス ロタリックス(1価)			1	2												生後24週未満の間に、27日以上の間隔をあげて2回接種する。	
	ロタウイルス ロタテック(5価)			1	2	3											生後32週未満の間に、27日以上の間隔をあげて3回接種する。	
	B型肝炎			1	2					3							1歳未満の間に、1回目の接種から27日以上の間隔をあげて2回目、1回目の接種から139日以上の間隔をあげて3回目の接種を受ける。	
	ヒブ(Hib) 【インフルエンザ菌 b型】			1	2	3							4				7か月未満で接種開始した場合、27日(4週間)以上56日(8週間)の間隔をあげて3回接種を受ける(※1)。7か月以上12か月未満で接種開始した場合、27日(4週間)以上56日(8週間)の間隔をあげて2回接種を受ける(※1)。初回接種終了後、7か月以上13か月未満の間隔をあげて1回接種する。	
	小児用肺炎球菌			1	2	3							4				7か月未満で接種開始した場合、27日(4週間)以上56日(8週間)の間隔をあげて3回接種を受ける(※2)。7か月以上12か月未満で接種開始した場合、27日(4週間)以上56日(8週間)の間隔をあげて2回接種を受ける(※3)。初回接種終了後、60日以上の間隔をあげて、生後12か月以降に1回接種を受ける。	
	四種混合 (DPT-IPV) 【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】			1	2	3							4				1期を生後2か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、20日(3週間)以上56日(8週間)未満の間隔をあげて3回接種を受ける。1期初回接種終了後、6か月以上の間隔をあげて1回接種を受ける。	
	BCG【結核】						1											1歳未満(1歳の誕生日の前日まで)に1回接種を受ける。 ※生後5か月になる前に接種を希望される方は、医療機関の医師にご相談ください。
	水痘												1	2				生後12か月以上生後36か月(3歳)未満の間に、1回接種を受ける。初回接種終了後、3か月以上の間隔をあげて1回接種を受ける。
	麻しん風しん 混合(MR) または 麻しんと風しん												1				2	生後12か月以上生後24か月未満の間に、1回接種を受ける。5歳以上7歳未満で小学校に入学する前年度の4月1日から3月31日まで(年長児相当)の間に1回接種を受ける。
	日本脳炎																	1期を生後6か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、6日(1週間)以上28日(4週間)未満の間隔をあげて2回接種を受ける。1期初回接種終了後、6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をあげて1回接種を受ける。
任意接種	インフルエンザ (※4)	任意予防接種のため、費用は1歳児を除いて全額自己負担															※副反応による健康被害が発生した場合、予防接種法に基づく救済措置を受けることができませんのでご注意ください。	

対象年齢(無料で接種できる年齢)

標準的接種年齢(接種をおすすめする年齢)

●数字は接種回数。

※1…生後12か月を超える場合、残りの接種は受けない。ただし、最後の接種から27日以上の間隔をあげれば追加接種は可能。

※2…2回目の接種が生後12か月を超える場合は、3回目の接種は受けない。また、2回目の接種が生後24か月を超える場合は、2・3回目の接種を受けない。ただし、いずれも追加接種は可能。

※3…2回目の接種が生後24か月を超える場合は、2回目の接種を受けない。ただし、追加接種は可能。

※4…1歳児のインフルエンザ予防接種については、接種費用の一部補助を行っています。

※予防接種を受けることができる医療機関については、「健康づくりのしおり」(保健所・各地区市民センター等で配布しています。)または市ホームページをご覧ください。

問合せ先 保健所保健予防課 感染症予防グループ TEL 626-1114